

会津若松市上下水道局工事発注基準

(平成19年12月28日決裁)

(平成24年3月30日決裁)

(平成25年8月20日決裁)

(令和2年4月1日決裁)

(令和8年6月29日決裁)

会津若松市上下水道局の工事に係る発注については、会津若松市建設工事発注基準（平成19年12月7日決裁）の例による。この場合において、同基準の次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

I 総則	会津若松市（以下「市」という。）	会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）
II 発注方式	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に該当する場合	地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に該当する場合
II 発注方式 制限付一般競争入札 3 入札の参加申込み	市 会津若松市建設工事等電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）	上下水道局 会津若松市上下水道局建設工事等電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）
II 発注方式 制限付一般競争入札 4 入札保証金	会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）	会津若松市上下水道事業契約規程（平成8年会津若松市水道部管理規程第10号）
II 発注方式 制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧（1）	会津若松市財務規則第118条	会津若松市上下水道事業契約規程第20条
II 発注方式 制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧（3）	市長	上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）
II 発注方式 制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧（4）	市長	管理者
第1号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第2号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第3号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成20年1月1日から施行する。

（会津若松市水道部建設工事等発注基準の廃止）

- 2 会津若松市水道部建設工事等発注基準（平成 16 年 3 月 31 日決裁）は、廃止する。
- 3 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。
- 4 この基準は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る契約から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の会津若松市水道部建設工事発注基準は、平成 25 年 10 月 11 日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告及び指名通知を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。